

# 「公示送達等の電子化のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令案」 について

## 1. 背景

デジタル臨時行政調査会が策定した「構造改革のためのデジタル原則」（令和 3 年 12 月）及び「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和 4 年 6 月）に基づき、アナログ規制の横断的な見直しが行われているところ、そのうち、法令の改正が必要なものについては、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表（令和 4 年 12 月）（以下「見直し工程表」という。）」において所要の改正を行うこととされており、公示送達に係る規制については、特定の場所において掲示することとしている現行規定をデジタルによる掲示を基本とし、公示送達をウェブサイトにおいて閲覧することを可能とする改正を行うことが求められている。

見直し工程表において見直しが必要とされている法律については「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 63 号。以下「デジタル一括法」という。）、見直しが必要とされている国交省所管の政令についてはデジタル一括法を参考に「公示送達等の電子化のための国土交通省関係政令の一部を改正する政令案」にて、公示事項等を「不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く」方法について主務省令に委任する旨の改正を行う予定であるところ。この改正に当たり、委任先の主務省令において公示送達等を行う際に不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く具体的な方法を定め、ウェブサイトにおける閲覧が可能となるよう、所要の改正を行う必要がある。

## 2. 概要

以下の国土交通省所管省令について、公示送達等を行う際に不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く具体的な方法を定め、公示送達等について、ウェブサイトにおける閲覧が可能となるよう所要の改正を行う。

- ・土地収用法施行規則（昭和 26 年建設省令第 33 号）第 26 条
- ・運輸審議会一般規則（昭和 27 年運輸省令第 8 号）第 4 条
- ・成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法施行規則（昭和 53 年運輸省令第 25 号）第 3 条
- ・密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則（平成 9 年建設省令第 15 号）第 120 条
- ・大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行規則（平成 12 年総理府令第 33 号）第 14 条
- ・マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則（平成 14 年国土交通省令第 116 号）第 48 条、第 76 条、第 76 条の 24、第 104 条
- ・海上保安留置施設及び海上保安被留置者の処遇に関する規則（平成 19 年国土交通省令第 61 号）第 33 条

## 3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和8年5月中旬

施 行：令和8年5月21日（デジタル一括法における公示送達制度の改正に係る施行期日）